



一般財団法人
日欧産業協力センター
EU-Japan Centre
for Industrial Cooperation



一般財団法人日欧産業協力センター レポート

欧州 デジタル政策 EU Policy Insights

Vol.3 2022年9月

〒108-0072
東京都港区白金1-27-6
白金高輪ステーションビル4階

TEL: 03-6408-0281
FAX: 03-6408-0283

E-MAIL :
eu-jp-info@eu-japan.or.jp

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。 eu-jp-info@eu-japan.or.jp

EUのデータ政策

※青太字下線の用語は、後半の用語解説に詳細を記載しています。

サマリ

データ政策は、EUのデジタル政策における最重要政策のひとつである。フォン・デア・ライエン欧州委員長は、着任3ヶ月後の2020年2月に「データ戦略」を公表。公正で競争力のあるEUのデジタル経済の実現に向けて「欧州共通データスペース (European Common Data Spaces)」の構築を進める方針を示した。

以来、この実現に向けて、次の4つを柱とし取り組みを進めている。

- 分野横断型のデータ流通・利活用の促進に向けたガバナンス枠組みの構築
- 汎EU分野横断型データインフラの構築に向けた投資の促進
- 個人の権利強化、スキルと中小企業への投資
- 9つの重点分野ごとのデータ空間の創設に向けた枠組みの構築

これらによりEUは、域内のデータ流通基盤の整備とともに、産業データのアクセス・利活用に係るEUルールの整備を世界に先行して進めている。また中長期的には日EUデジタルパートナーシップを構築した日本やアメリカなどの友好国と連携し、国際的なルールメイクで主導権を取ることを志向している。

本稿では、データ戦略の概要や進捗とともに、主要法案であるデータ法について考察を記す。

1. データ戦略と主要施策

(1) データ戦略の概要

フォン・デア・ライエン欧州委員長は、2020年2月にEUの包括的デジタル戦略「欧州のデジタルな未来の形成」と「AI白書」と共に「データ戦略」を公表した。

本戦略の目的は、EU市民や企業にデータに基づくより良い意思決定が出来る環境を整備しつつ、EUを世界で最も魅力的なデータ経済に成長させ、欧州産業の世界での競争力向上とEUのデジタル主権を両立することにある。

このためデータ戦略は、欧州の基本的価値に根差す形で産業データを最大限活用するための施策を示しており、その中核にEU域内にてデータを横断的に流通させる「欧州共通データスペース(European Common Data Spaces)」の創出を位置付けている。

欧州委は、同スペースが満たすべき要件として以下の3つを提示している。

- 1) データがEU域内において分野横断的に流通できること
- 2) 個人情報保護や競争法などのEUルールや価値観が尊重されていること
- 3) 公正・明確かつ実用的なデータアクセス・利活用のルールが策定され、そのガバナンスのためのメカニズムが確立されていること

この実現に向けてEUは、次項に示す法令の整備や投資などの施策に取り組んでいる状況である。

(2) 主要施策

「欧州共通データスペース」の創出に向けて、データ戦略は次の4つの柱とアクションを提示している。

表1: データ戦略の4つの柱と主な施策

(出典: データ戦略原文及びEU代表部公開資料などを基に作成)

4つの柱	施策のポイントと進捗(2022年7月末時点)
1. 分野的・横断的・ナショナル・構造的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公益に資するデータ流通の促進及び機微な公共データの第三国移転制限等について定めたデータガバナンス法(規則)の策定(2022年7月に施行済み、2023年9月より適用開始。) ■ 産業データへのアクセス・利活用に係る公平な権利の確保及び産業データの域内流通促進に向けたデータ法(規則)の新規提案(2022年2月に法案公表済) ■ 公共データの再利用を促進すべく、同データを再利用する際の条件、データの標準フォーマット等の共通化に向けて、オープンデータ指令に基づく実装法令(implementing act)の提案(同法令の提案に向けて、2022年6月までパブコメを実施)
2. 投資など	<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧州データスペースに関する大規模クラウドプロジェクト(GAIA-X等)に対して、EU予算からの20億€を含む数十億€の官民投資喚起 ■ クラウドフェデレーションに向けた加盟国間での覚書締結(2020年10月締結。同覚書に基づき2021年12月にEuropean Alliance on Industrial Data and Cloud発足済) ■ 欧州クラウド市場の立ち上げ(2022 Q4提案予定) ■ 欧州(自主)規制クラウドルールブックの策定(2022年提案?)
3. 個人のスキル・能力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人のスキルやリテラシー向上、熟練労働者の不足への対応、労働者の再教育、中小企業のための能力開発 ■ GDPR第20条に規定するデータポータビリティ権の強化(上述のデータ法にて2022年2月に提案済み)
4. 9つの分野におけるターゲットへのアプローチの構築	<p>欧州委員会が定めた9分野においてデータスペースを構築する取り組み。現時点では自動車とヘルスケア分野での取り組みが先行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 産業(製造): 製造分野における非個人データのポテンシャル最大発揮し、欧州産業の競争力向上をめざすもの。 ■ グリーン: 気候変動、サーキュラーエコノミー、環境汚染防止、生物多様性、森林保護の確保に向けたデータ活用の促進をめざすもの。 ■ モビリティ: 自動車及びその他の旅客・貨物輸送手段を含めた交通システムのデジタル化促進をめざすもの。(2022年5月にドイツの連邦カルテル庁がCatena-XをGaia-Xの構成要素とすることを承認) ■ ヘルスケア: 患者による自身の医療データの管理、医療サービスの向上及び二次利用(研究開発・統計目的など)の促進をめざすもの。(欧州委が2022年5月に新規則を提案済み) ■ 金融: 欧州企業の財務情報の開示促進、及びオンラインペイメントサービスの向上をめざすもの。 ■ エネルギー: 欧州エネルギーシステムの効率向上、及び同システムへの再生エネルギーの統合促進をめざすもの。 ■ 農業: 欧州農業の競争力向上及び農作物の安定供給に向けて、不平等な売買契約の是正などめざすもの。 ■ 行政: 公的機関による財政支出の質、及びその透明性向上や汚職の撲滅をめざすもの。 ■ スキル: 教育・職能訓練機関と労働市場のマッチングをめざすもの。

(3) 国際データ流通に関するEUの取り組みと今後の展望

データ戦略において欧州委員会は、欧州企業の競争力向上に越境データフリーフローが重要であること認める一方で、欧州企業が第三国市場において非関税障壁に直面していることを指摘している。こうした不均衡を是正すべく、WTO等の多国間、及び二国間の枠組みを通じて欧州の価値が反映された国際データ流通ルールの策定を主導する方針を打ち出している。

EUは現在、プライバシーデータについてはGDPRの十分性認定を英国や日本、スイス、カナダ、韓国などの13ヶ国に相互に付与している一方で、産業データも含めたデータ流通促進条項については、2020年末に締結されたEU英FTAにおいてのみ規定されている状況。

この中で、EUと価値観の近い日本や米国が、日EUデジタルパートナーシップやEU米国貿易技術評議会などの対話の枠組みの中でどのような連携を模索していくかが、今後のグローバルなデータ経済圏のあり方を占う上で重要な要因となる。

2. データ法 (Data Act)

本項では上の表に示す主要施策の中でも、データガバナンス法やGDPR等と並び、EUのデータ流通・利活用のあり方の基本ルールを示した、現在のEUにおいてホットトピックであるデータ法のポイントを解説する。

(a) 概要

2022年2月23日、欧州委員会が本規則案を公表。

目的は、「データエコノミーの各主体に対して、データ由来の価値が公平に社会分配されること」にある。あらゆる分野の非個人データを対象としたB2B/B2C/B2G間のデータアクセス・利活用に係るルールを提示している(罰則あり)。欧州委員会の原案では、本規則がEU官報に掲載されてから12ヶ月後に施行される規定となっている。

5月14日まで本規則案に係るパブコメが実施されていたが既に締め切られており、現在は9月中旬より本格化する欧州議会・EU理事会での審議開始を待つ状況。既に現地では論争を呼んでおり、法案の設立には現時点より少なくとも1年はかかるとの見方が多い(GDPRの様に法案の提示から成立まで4年かかる例もある)。

(b) 主な規定

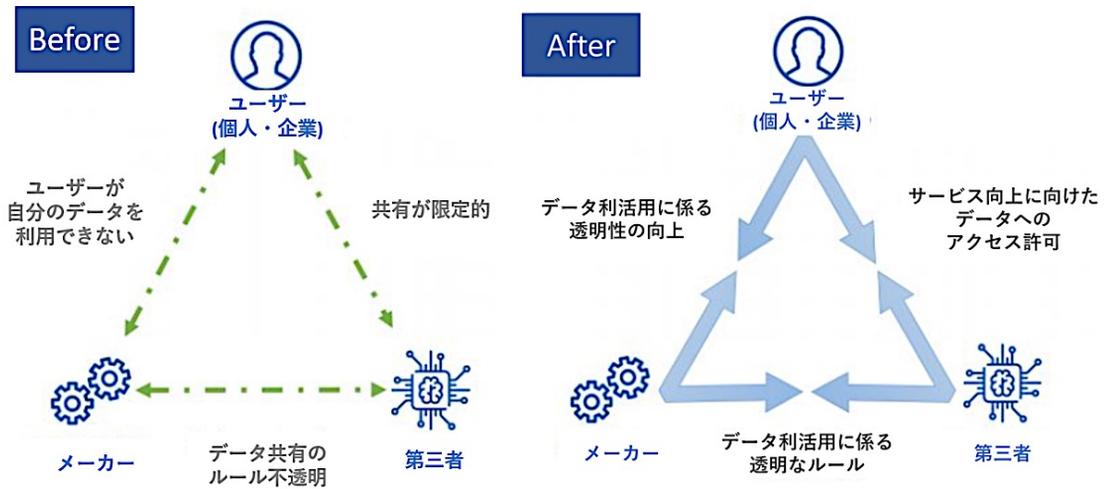
上述の目的を実現するため、データ法案は以下の5つを柱とする具体規定を提示している。

i. B2B/B2C間におけるIoTデータアクセス・利活用(第4-12条)

IoT機器データが生む価値をユーザや第三者が享受するため、機器のデータ保持者(メーカーなど)やユーザ、第三者の権利・義務を規定。主なものは以下の通り。

- データ保持者に対し、機器のユーザからの求めに応じて、ユーザ及び第三者に企業機密に関わらない範囲で迅速・無償・無差別にデータを提供する義務を規定。
一方、データの開示に係る合理的かつ差別的でない対価を設定する権利を確保(ただし、対価の算出根拠を提供する義務あり)
- ユーザ及び第三者に対して、データホルダから提供されたデータを競合製品の開発等に利用してはならない義務
- 中小企業の商品・サービス由来のデータはこの義務の対象としない

**B2B/B2C間のデータアクセス・利活用に係るルールを整備し
透明性やサービスの向上を図る**



(出典： 欧州委員会公開資料を基に作成)

ii. 公益のためのBtoGビジネスデータ共有義務(第14-22条)

公益にかなう場合に、公的機関による企業データへのアクセス・利活用を可能とする規定を提示。主な規定は以下の通り。

- データ保持者に対し、公的機関の求めに応じて、災害などの緊急事態対応には5日以内に、著しい社会的便益が認められる場合においては15日以内に、データを提供する義務を規定。但し、データが利用不可である場合や上記条件を満たさない場合には要求を拒否する権利、データ提供に対する対価を求める権利を付与。
- 公的機関に対して、データ提供要求の理由や提供範囲について具体的に説明することや目的外利用の禁止、必要性がなくなった後のデータ破棄及び保持者への報告義務を規定。

iii. クラウドサービスロックインの防止(第23-26条)

消費者によるクラウドサービスの切替えを容易にすべく、クラウドサービスベンダに対して、消費者の要求に応じた30日以内の契約解除や、他サービスに乗り換える際に、データ、アプリ、デジタル資産などを30日以内に移行可能とすること、契約解除金の段階的な撤廃義務などを規定。

iv. EU域外との越境データ移転・アクセスに係る制限(第27条)

EU域内のクラウドベンダに対し、EU域内で保持される非個人データを、EUやEU加盟国の法令を侵害する形でEU域外に移転すること、及び第三国の政府によってアクセスされることに対する技術的、法的、組織的な対策を講じる様に義務付け。

(c) 法案審議の主な論点と日本企業への影響

上述の(i)-(iv)、各規定を審議する上での主な論点は以下の通り。

- (i)IoTデータ共有に係るB2B/B2C間の適切な権利バランス
- (ii)B to Gデータ開示に係る公益と企業機密保持や開示負担のバランス
- (iii)消費者獲得に要したコストとサービス切替えに係る利便性のバランス
- (iv)越境データ移転制限規定と国際的な越境データ移転ルールとの整合性

ほか、規制の適用開始時期(原案では施行12か月後より適用開始)も、民間企業などが規制対応を準備する期間として十分かどうかは重要な論点となっている。

この中でも本稿では、ブリュッセルにて最大の論点となっている(i)データ共有に係るB2B/B2C間の権利バランスにつき、想定される企業への影響と合わせて解説する。理解促進のため、ここでは身近な具体事例として自動車の稼働・走行データを保持するメーカーの立場に立って2つの考察を示したい。

1つ目は規定(i)がデータ保持者に課している、「企業機密に関わらない範囲で迅速・無償・無差別にデータを提供」する義務について。

自動車メーカーが、ユーザーである個人・企業から、ユーザーや第三者である自動車保険会社等に対するデータ開示を求められた場合、これにどの程度応じるべきかという問題が生じる。

例えばエンジンの壊れそうな部品を予兆したデータは、これを提供することでユーザーの安全やメーカーの売上、双方を利するため異論は少なくあろう。

一方で車の加減速に係る傾向データ(アクセルの角度など)はどうだろうか。これを保険会社が手に入れば急な加減速を行う傾向のある運転者に高い保険料を課することもできる反面、運転者によっては不利益を生むため、反発する人もいるだろう。(そもそも、この車が個人の所有物である場合、加減速に係る傾向データは個人データなのか非個人データなのかという線引きも絡む。)そのため、自動車の稼働・走行に係るデータのうち、何を、誰に、どこまで共有できるかは、売買時点などでの合意形成が必要となることが想定される。

2点目は、規定(i)が、ユーザー及び第三者に課している「提供されたデータを競合製品の開発等に利用してはならない」義務について。

目に見えないというデータの性質上、一旦社外に出したデータがどう使われているかは把握のしようがない場合が多い。仮に一定台数を購入した企業ユーザーの開示要求に応じた結果、その先で当該企業の加減速傾向データがまとめて競合に渡っていた場合、競合の安全運転支援システムの開発を利するリスクも想定される。

信頼される主体ほどデータが共有されやすいこと自体はこれまでと変わらないが、本法案によりデータ共有のルールが明確化される分、「利益相反の可能性のある主体」とみられることへのリスクは増大したと言える。情報漏洩事故を起こすなど他社からの信頼を損ない、自社が業界や各国・地域の中で形成されるデータの共有エコシステムより外れてしまえば、大きな競争不利に陥る可能性もある。

こうした点に係る対応を今後、民間企業として問われてくる可能性がある。

(d) まとめ

データ法案はIoTデータの共有に係る原則を提示しており、B2B/B2C/B2Gそれぞれの主体間の権利バランスを軸に議論が進むものと目される。

一方で、この法案が提案されたこと自体で、欧州では何のデータが、誰に、どこまで共有されるべきかについて、広範にかつ9つの戦略分野ごとに進むことが予想される。

日本企業にとっては、こうした議論の動向を注意深く見守りつつ、自社の戦略に応じた参画することが必要である。また他社よりデータを信頼して預けてもらうためのデータガバナンス体制の構築のみならず、価値観とデータを共有できるパートナーとして欧州のステークホルダからの信頼を獲得しエコシステムに関わるための対話も重要である。

用語解説

GAIA-X(ガイア・エックス)

2020年6月に正式発足した欧州統合データ基盤プロジェクト。ドイツ主導で立ち上げられ、フランスとともに準備が進められた。米国や中国に依存しない、欧州産の分散型データ基盤の構築をめざす。

European Alliance on Industrial Data and Cloud

欧州委員会通信総局が発案し、2021年12月に正式発足した、次世代のエッジ・クラウド技術の浸透を目的としたアライアンス。2022年3月末時点でEU各国の欧州企業42社が加盟。

データポータビリティ権

データ主体が、他の同種サービスへの切り替えなどを目的として、提供した自己に関する個人データの開示をデータの管理者に対して要求できる権利。

Catena-X(カテナ・エックス)

ドイツのBMWやメルセデスベンツが2021年3月に設立を発表した、自動車のサプライチェーンに関するデータを関係する企業間で安全に流通するプラットフォーム。自動車メーカーやサプライヤーなどが参画し、現在はVWやBOSCH等のほか、日系企業も参画。